有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定・承認について

○　趣旨

令和７年度に開催いたしました海部構想区域地域医療構想推進委員会で適当と認められた病床整備計画について、愛知県医療審議会医療体制部会の意見を聴いた結果を踏まえ、適当と判断し、その旨計画者へ通知しましたのでご報告します。（根拠規定：医療法施行規則第１条の 14 第７項の適用に関する事務取扱要領第７）

１　適用の種別及び設置予定の診療所の概要

適用の種別	病床の種類	設置予定の診療所 ①名称　②所在地 ③開設者　④標榜科目	開設病床（床）			備考
			現在	増加	計	
周産期医療 【第２号関係】	一般病床	①仮称）矢野クリニック ②あま市 ③矢野　好隆 ④産婦人科	0	15	15	２０２７年７月使用開始予定

２　基準に対する申請内容
※次のいずれかの機能を有すること

運用の種別	基　準	申請内容	適否
周産期医療	(1)産科又は産婦人科を標榜すること。	有床診療所整備計画書における診療科「産婦人科」	適
	(2)分娩を取扱うこと。	事業計画書で分娩を取り扱うこととしている。	適
	(3)周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。	近隣に総合周産期母子医療センターや、地域周産母子医療センターが２病院あり、それらの病院との連携を計ることは医療の質を担保する上で重要であり、すでに各施設の産婦人科や小児科の先生方と協議をしている。	適

資料６

（参考）
診療所の病床の届出の基準について
（医療法施行規則第１条の 14 第７項の適用について）

○　診療所に病床を設置する場合は、医療法施行規則に定める場合を除き知事の許可を必要とします。

○　「医療法施行規則に定める場合」に該当するかどうかは、事前計画書等の提出を求める等の方法で確認するとともに、医療審議会の議を経るものとされており、医療審議会の意見を聴いて、知事が必要と認める場合は、知事への許可申請の代わりに届け出により病床を設置することができます。

○　また、新たな病床の整備を行う際には、地域医療構想との整合性を踏まえることとされており、医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議（本県では「地域医療構想推進委員会」）における議論の内容を参考とすることとされています。

○　届出基準の審査に当たっては、診療所開設（予定）地の地域医療構想推進委員会及び医療審議会医療体制部会の意見を聴き、審査結果について、地域医療構想推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議に報告することとしています。

＜有床診療所病床整備計画の審議の流れ＞

